

出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町

Vol.3

出雲地区合併協議会

合併だより



マダイの中国育成(大社町)



茶摘(平田市)



高山柿の収穫(湖陵町)



湖魚(出雲市)



いぶしぐの収穫(多伎町)



鶏採(いたけ畠地(佐田町))

産業振興に関する取扱い等を決定。

2市4町は、多様で恵まれた自然環境とともに、都市・交通基盤、産業・情報基盤、医療・福祉基盤等を有する極めて高い発展性のある地域共同体です。このようななかにおいて、産業振興は、新「出雲市」が自立的に発展・成長していくために重要な施策のひとつと言えます。

5月に開催した第4回・第5回協議会では、農林業関係の取扱い、観光商工関係の取扱いが決定され、今後提案を予定している水産業関係の取扱いも含めて、新市では、地域特性を活かした農林水産業の振興を図り、情報・新エネルギー・福祉・医療などの新産業を融合発展させ、産業創造都市づくりを進めていきます。

CONTENTS(目次)

第4回・第5回合併協議会を開催	
議新市の「町」の区域、名称が決定	2
議一部事務組合に関する斐川町からの申し出	3
議報告事項	3
議その他の決定 議案 事項	4
議提案 協議 事項	7
合併協定項目と協議状況	8
事務局からのお知らせ	8

発行 / 出雲地区合併協議会 編集 / 出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話:0853-23-1008 FAX:0853-23-1036

URL:http://www.izumo-gappel.jp E-mail:info@izumo-gappel.jp

第4回・第5回合併協議会を開催

平成16年5月17日(月)に第4回協議会、5月27日(木)に第5回協議会を開催しました。

会議では、「町、字の区域及び名称の取扱い」、「行政改革大綱の取扱い」、「農林関係の取扱い」、「観光商工関係の取扱い」が決定になった他、「21世紀出雲の國づくり計画(新市建設計画)の基本方針」や、「保育関係の取扱い」等の住民負担に関わる取扱い方針などを提案し、今後の協議会で決定していくこととなりました。

新市の「町」の区域・名称が決定

「町」の区域

* 出雲市・平田市は、現在の「町」の区域

* 佐田町・多伎町・湖陵町・大社町は、現在の「大字」の区域

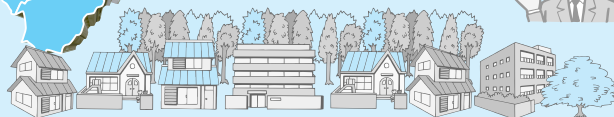
「町」の名称

* 出雲市・平田市は、現行のとおり。

* 佐田町・多伎町・湖陵町・大社町は、現在の町名「佐田町」

、「多伎町」、「湖陵町」、「大社町」を残し、「大字」を削除する。

合併後の住所の例



[合併後]の波線部が、新しい「町」の区域・名称です。

【合併前】

【合併後】

出雲市	出雲市今市町	番地	➡	出雲市今市町	番地	(これまでと変わりません。)
平田市	平田市灘分町	番地	➡	出雲市灘分町	番地	
佐田町	簸川郡佐田町大字朝原	番地	➡	出雲市佐田町朝原	番地	
多伎町	簸川郡多伎町大字久村	番地	➡	出雲市多伎町久村	番地	
湖陵町	簸川郡湖陵町大字畑村	番地	➡	出雲市湖陵町畑村	番地	
大社町	簸川郡大社町大字遙堪	番地	➡	出雲市大社町遙堪	番地	

一部事務組合に関する 斐川町からの申し出

現在2市4町と斐川町は、消防、ゴミ・し尿処理等の業務について、複数市町による一部事務組合を組織し、広域による共同処理を行っています。

2市5町合併協議会では、こうした一部事務組合を解散し、新市において事務処理を行うこととしていました。しかしながら、斐川町の合併協議会からの離脱により、2市4町合併協議会では、この一部事務組合の取扱いも再協議することとなっています。

このたび斐川町から、2市4町合併後も、新市と斐川町で一部事務組合を組織し、広域による共同処理を継続してもらいたい旨の申し出がありました。この申し出を受けて、協議会の会長・副会長（2市4町の市長・町長）で協議し、今回の合併の目標は、行政のスリム化、効率化等にあることから、現在の一部事務組合は解散し、合併後は継続しない結論となりました。

この方針を踏まえ、合併協議会に諮りながら斐川町との協議を進める考えを、5月13日に文書で斐川町に回答したことを第4回協議会で報告しました。



現在の一部事務組合

*** 出雲市外6市町広域事務組合**

[出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町]
[ゴミ・し尿処理・休日診療所・ふるさと市町村圏事業・介護保険認定審査会等]

*** 出雲市外4町広域消防組合**

[出雲市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町]

*** 出雲市外3市町斐伊川水系水利組合**

[出雲市・平田市・斐川町・大社町]

*** 平田市・斐川町火葬場組合**

[平田市・斐川町]

報告事項

議会議員の定数及び

任期の取扱いについて

【総務・企画小委員会報告】

平成16年4月30日(金)第3回小委員会

新市の議員定数を法定定数の34人とする
ことを再確認し、今後は、旧市町ごとに選挙区を設けるかどうかを検討することとしました。

平成16年5月19日(水)第4回小委員会

「選挙区なし」とする意見(4市町)と「選挙区あり」とする意見(2町)に分かれ、意見の一本化ができなかったため、今後引き続き協議することとなりました。

また、合併後2回目以降の選挙における議員定数については、新市の議会において協議されることであるとし、小委員会では協議しないことを確認しました。



その他の決定(議案)事項

第4回協議会での決定(議案)事項

各種専務(専業)農林関係その①の取扱い

〔産業・建設小委員会合付託案件〕

◆農業関係

1 地域農業マスタープラン

地域の実情や特色を考慮しながら、合併後速やかに策定する。

2 地域農業の推進体制

地域特性を踏まえ、新市の地域農業推進体制を確立する。

3 農業振興地域整備計画

◆農業振興地域整備計画
合併後に予想される県の基本方針の策定に基づき、新市において速やかに策定する。

◆農業除外

農業振興地域の整備に関する法律第13条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。除外申請受付は、年2回(2月と8月)、受付期間はそれぞれ1ヶ月間とする。

◆農業振興地域整備促進協議会

新市において設立し、委員構成は議会議員、農業委員、土地改良区、森林組合、いすも農業協同組合等。

2市4町の現在の構成を踏まえ、構成する。



4 農地の集積・流動化

新市において調整し、基本方針を定める。推進体制としては、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。

また、農業委員会との連携を強化しながら流動化を進め、より市が積極的に施策を展開する。

農地流動化奨励補助金については、国・県の動向を踏まえ、新たな制度を定める。

5 農業経営基盤強化促進基本構想

◆基本構想
県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定する。

6 新規就農者及び農業後継者の育成・支援

新市において制度化を図る。

7 認定農業者の認定基準

国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな基準を定める。

8 農業法人・集落営農組織の育成・支援

新市において再編する。

9 水田農業の振興

水田農業の推進及び米の生産調整に関する基本方針を定めた現行の出雲地区水田農業ゾーンは、新市に引き継ぐ。なお、支援策等については、新市におし調整する。



10 農林振興事業上乘せ補助

新市に移行後、2市4町のそれぞれの「Ｔ」特色に合った新たな制度として再編する。

11 地産地消の推進事業

米消費拡大対策や各地域で行われている取り組み、事業としては、新市に引き継ぐこととし、合併後、新市の基本方針、施策を検討する中で推進を図る。



12 パイオマス活用対策

各市町の現在の取り組みを新市に引き継ぎ、合併後、パイオマス活用のあり方、その具体策等を検討する中で推進を図る。

13 特産物の振興

現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後速やかに、地域の特産物を振興発展させる支援策を新たに制度化する。

14 野菜の価格補償制度

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たに制度化する。

15 農林水産イベント

出雲市の「出雲花と緑総合フェスティバル」については、現行のとおり新市に引き継ぐ。



16 地域農業支援センター

平田市地域農業支援センター及び21世紀出雲農業支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

17 結婚相談所助成

いすも農業協同組合の結婚相談所の助成制度としては、新市に引き継ぐ。



18 畜産振興事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、地域の実情や取り組みの状況を考慮し、新たに制度化する。

19 家畜排泄物処理活用対策

佐田町堆肥センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、家畜排泄物の処理活用については、合併後新市で方針を策定する。

20 代替水源対策

現行のとおり新市に引き継ぐ。

21 土地改良区

現行のとおり、合併後、将来の統合に向けて検討する。各市町の土地改良区事務運営補助金については、新市に引き継ぎ、合併後調整する。



22 農業改良普及指導員業務
指導体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、多岐町の例を参考に専任農業指導員の配置を検討する。

◆林業関係

23 森林整備計画

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において総合調整を図り、新たな森林整備計画を策定し、積極的に森林資源の整備と活用を図る。

24 斐伊川水系水源の森づくり森林整備協定

森林整備協定の目標面積は、新市に引き継ぐとともに、相互交流事業についても、新市に引き継ぐ。

25 林業振興事業

* 出雲みさとの森再生事業
新市に引き継ぐ。
* 利用関係促進奨励事業
新市に引き継ぎ、出雲市、佐田町及び多岐町の例により新市で新たに制度化する。

26 森林病害虫防除

松く、虫防除の空中散布及び伐倒駆除については、新市に引き継ぎ、新市において事業計画や実施方法などを調整する。

27 分収造林

市行町行造林、公社造林及び官庁公団施行造林事業については、各市町の契約を現行のとおり新市に引き継ぐ。

28 森林整備地域活動支援交付金制度
現行のとおり新市に引き継ぐ。なお対象となる森林については、新市において調整する。



29 林業後継者対策

* 緑の担い手育成事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
* グリーンマイスター養成研修
受講者手当助成
出雲市及び佐田町の例により統一する。

出雲市及び佐田町の例により統一する。

30 樹医制度

現行の出雲市樹医制度を新市に引き継ぐ。

31 作業道整備

作業道の開設補助及び維持管理体制については、新市に引き継ぎ、新市において調整する。

32 有害鳥獣被害対策

被害防除施設の助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において制度化する。

33 森林公園

森林公園の使用料及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

第5回協議会での決定(議案)事項

各種事務事業(行政改革大綱)の取扱い

【総務・企画小委員会付託案件】

2市4町の行政改革の取り組みや合併協議を踏まえつつ、新市において合併効果を早期に発揮できるよう、左記の新市における行政改革の推進の考え方に基づき、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。

● 新市における行政改革の推進の考え方 ●

出雲の國つくり大綱に掲げる、次の視点で新市における行政改革を推進し、地方分権時代に対応するまちづくりの実現を図る。

行政組織・事務のスリム化、民間委託など徹底した行政改革に取り組み、簡素で効率的、長期的に安定した行政運営を進める。

多様化、高度化する行政需要に対応すべく、産業経済の発展によって財政基盤の強化を図りつつ、歳入全般にわたる削減と重点配分及び適正な受益と負担のまち行政サービス水準の確保に努める。

地方分権時代に対応した自立する自治体づくりに目指し、自己決定・自己責任を基本に、住民の意識改革を図り、住民と行政が一体となった行政運営に努める。

行政改革大綱策定にあたっては、新市建設計画をはじめとする合併協定項目の調整方針に従い策定することとし、新市においては、次のような実施項目で行政改革に取り組んでいくものとする。

【行政改革実施項目】

行政の効率化

- 1 事務事業の見直し
- 2 時代に即応した組織・機構の見直し
- 3 民間委託の推進
- 4 公共施設の効率的管理運営
- 5 外郭団体の見直し

情報化の推進

- 1 情報化施策の推進
- 2 庁内情報基盤等の整備
- 3 情報リテラシー(情報活用能力)の向上

人材育成・定員管理の推進と給与の適正化

- 1 適正な定員管理の推進
- 2 給与等の適正化
- 3 人材育成の基本方針の策定
- 4 職員研修の充実

財政運営の健全化

- 1 財政運営の健全化
- 2 補助金・負担金の整理合理化
- 3 使用料・手数料等の適正化

出雲の國つくり大綱…新市建設にあたっての、新市における行政のあり方、住民と行政の連携協力によるまちづくりの姿勢を示すためのものです。



各種専務事業（観光商工関係）の取扱い

〔産業・建設小委員会付託案件〕

1 各種のイベント事業

2市4町が主催又は実行委員会等に所屬する各種イベントについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において、発展性やより効果的な集客方法を検討する。

2 イベント開催補助金

住民団体等のイベント開催補助金については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。

3 コンベンション開催支援補助事業

合併時に、出雲市の例により統する。

4 観光協会の取扱い

2市4町の観光協会については、合併時に新市の観光協会に再編するよう調整に努める。また、観光協会への運営補助金については、合併時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。

5 観光施設等の使用料及び管理運営

現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営として、新市において検討する。



6 観光施設等の管理運営補助事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 商工会議所・商工会の取扱い

2市4町には、この商工会議所と4つの商工会があり、本化が望ましく、そのための調整に努める。なお、界が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みのつとして、円滑に進展するよう調整に努める。
商工会議所・商工会補助金については引き継ぎ交付する。

8 中小企業金融対策

*各市町独自の制度

現行のとおり引き継ぎ、合併後速やかに新たな制度を創設するよう調整する。
*島根県小規模企業育成資金

現行のとおり引き継ぐ
*信用保証協会への資金の拠出方法

合併時までに県信用保証協会と調整を行う。

9 中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画及びTMO機関は、現行のとおり新市に引き継ぐ。



10 工業団地・新ビジネスパーク

現行のとおり新市に引き継ぎ、未分譲地の早期売先に向けて企業誘致に積極的に取り組む。

11 企業誘致に関わる優遇制度

*用地取得費に対する助成及び平田市の環境保全・冷蔵装置助成制度
現行のとおり新市に引き継ぐ

*固定資産税に関する優遇措置
合併時に、特定地域に係る課税特例との均衡を図りつつ、市内全域を対象とする新たな制度を設ける。
*IT関連企業立地促進助成
新市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。



12 新ビジネス創業支援補助金
出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。

13 新産業創出の促進

出雲市の2世紀出雲産業文化支援センター及び出雲産官交流センターへの助成は、新市に引き継ぎ、新産業創出の促進を図る。



14 商工振興補助事業

市町独自の補助事業については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。
県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き継ぎ統する。



15 勤労者金融対策

資金預託制度は、合併後統一・預託額については、新市において調整する。

第5回出雲地区



16 労働者福祉協議会補助

現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が本化されるよう調整に努める。

17 島根県東部勤労者共済会
新市においても引き継ぎ加入するよう調整する。

18 雇用対策事業

雇用に関する助成制度については、新市において新たな制度を設ける。なお、平田市雇用創出及び産業振興助成制度については、現行のとおり引き継ぐ。



「21世紀出雲の國づくり計画(新市建設計画)」 の基本方針を提案。

提案(協議)事項

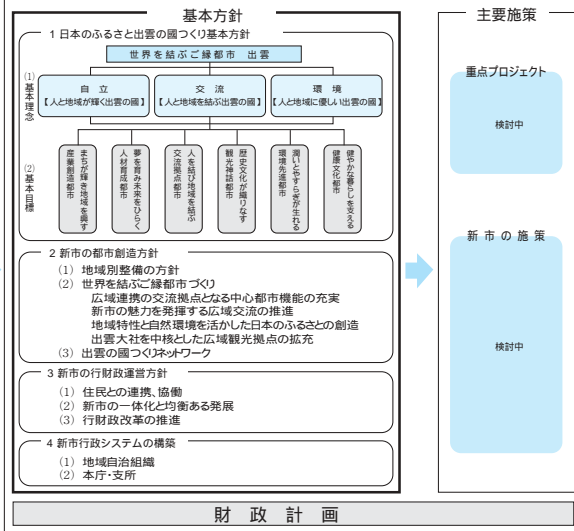
第3回協議会において、「21世紀出雲の國づくり計画」の冒頭に示す「出雲の國づくり大綱」を提案しましたが、第4回協議会では、これに加え、計画の基本方針を提案しました。

今後は、協議会において、これらについての協議を進めていくとともに、更に重点プロジェクトを含む主要施策、財政計画を提案し、より良い計画に練り上げていきます。

出雲の國づくり大綱

地方分権時代に対応するまちづくり
地域特性が光るまちづくり
住民が主役のまちづくり

21世紀出雲の國づくり計画



委員からの
意見

基本方針の中に、新市の目指す方向性として、住民意向の中にある「高齢者や障害者など、すべての人が安心して暮らせる福祉のまち」といった具体的な姿を入れてもらいたい。

基本目標の中に、産業振興、産業興しについてもう少しうたってもらいたい。

計画が総花的になってはならない。地方が自立し、本当に住民に夢を持ってもらうような社会を作っていくためには、住民にも我慢してもらわないといけない部分も出てくると思うので、「選択と集中」ということをしっかり考えた、現実的な計画にしたい。

合併協定項目と協議状況（平成16年5月現在）

協定項目	協議区分	提案	決定	備考
1 合併の方式	引継ぎ	第2回	第2回	
2 合併の期日	再協議	第2回	第3回	
3 新市の名称	引継ぎ	第2回	第2回	
4 新市の事務所の位置	引継ぎ	第2回	第2回	
5 町、区の区域及び名称の取扱い	再協議	第4回	第4回	
6 債権の取扱い	引継ぎ	第2回	第2回	
7 財産及び債務の取扱い	再協議	第3回		継続協議
8 条例、規則等の取扱い	引継ぎ	第2回	第2回	
9 議会議長の定数及び任期の取扱い	再協議	第2回		総務・企画小委員会付託
10 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	再協議	第2回		産業・建設小委員会付託
11 一般職の職員の身分の取扱い	再協議			
12 特別職の身分の取扱い	再協議	第2回	第3回	
13 組織及び機構の取扱い	再協議			
14 一部事務組合等の取扱い	再協議			
15 公共的団体等の取扱い	再協議	第2回	第2回	
16 消防、救急の取扱い	再協議			
17 地域審議会の設置に関すること	再協議			
18 地方税の取扱い	再協議			
19 使用料、手数料等の取扱い	再協議	第2回	第2回	
20 補助金、交付金等の取扱い	再協議	第2回	第2回	
21 国民健康保険事業の取扱い	再協議			
22 介護保険事業の取扱い	再協議			
23 電算システムの取扱い	引継ぎ	第2回	第2回	
24 各種事務事業の取扱い	引継ぎ	第2回	第2回	
(1) 総合計画	引継ぎ	第2回	第2回	
(2) 広報広聴	引継ぎ	第2回	第2回	
(3) 交通政策	再協議	第2回	第2回	
(4) 国内・国際交流	引継ぎ	第2回	第2回	
(5) 男女共同参画	引継ぎ	第2回	第2回	
(6) 行政改革大綱	再協議	第4回	第5回	

協定項目	協議区分	提案	決定	備考
24 (7) 情報公開	引継ぎ	第2回	第2回	
(8) 儀式・表彰	引継ぎ	第2回	第2回	
(9) 地域にふさわしい行政連絡員	再協議			
(10) 金融機関等の指定	引継ぎ	第2回	第2回	
(11) 窓口業務	再協議	第5回		福祉・教育小委員会付託
(12) 保健事業	再協議	第5回		福祉・教育小委員会付託
(13) 病院、診療所	再協議			
(14) 障害者福祉	引継ぎ	第2回	第2回	
(15) 高齢者福祉	引継ぎ	第2回	第2回	
(16) 児童福祉	引継ぎ	第2回	第2回	
(17) その他福祉	引継ぎ	第2回	第2回	
(18) 保育	再協議	第5回		福祉・教育小委員会付託
(19) 環境	再協議			
(20) 人権平和	引継ぎ	第2回	第2回	
(21) 農林	その他(農林・農業)	再協議	第3回	第4回
(22) 水産	再協議			
(23) 観光商工	再協議	第4回	第5回	
(24) 生涯学習	再協議			
(25) 文化・スポーツ	引継ぎ	第2回	第2回	
(26) 学校教育	引継ぎ	第2回	第2回	
(27) 建設	引継ぎ	第2回	第2回	
(28) 公営住宅	引継ぎ	第2回	第2回	
(29) 上下水道	その他(上下水道事業)	再協議	第5回	産業・建設小委員会付託
	その他(簡易水道事業)		第5回	産業・建設小委員会付託
	その他(事業費補助金等)		第5回	産業・建設小委員会付託
	その他(下水道事業)		第5回	産業・建設小委員会付託
(30) 都市計画	引継ぎ	第2回	第2回	
(31) 建築・景観	再協議	第2回	第3回	
(32) 防災関係	引継ぎ	第2回	第2回	
(33) 新エネルギー・省エネルギー	引継ぎ	第2回	第2回	
25 新市建設計画	出雲の関つくり大綱	再協議	第3回	継続協議
	基本方針	再協議	第4回	継続協議

引継ぎ 2市5町合併協議会の調整方針を尊重し、そのまま引き継ぐもの

再協議 国の制度改正等の状況変化や枠組みの変更に伴い、調整方針を再協議するもの

協議会事務局からのお知らせ

合併協議会では、住民の皆様から「合併に関する意見」「新市まちづくりに関する意見」などについて、ご意見を募集しています。また、お寄せいただいたご意見につきましては、合併に関する各種調整において、十分に反映させていきたいと思っております。メール、郵便、FAXなどでご意見をお寄せください。

今後の協議会・小委員会開催予定

協議会		
第7回協議会	平成16年6月25日(金)	14:00～17:00
第8回協議会	平成16年7月13日(火)	14:00～17:00
第9回協議会	平成16年7月26日(月)	13:30～16:30
第10回協議会	平成16年8月20日(金)	14:00～17:00

小委員会		
平成16年6月29日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00 15:00～17:00	総務・企画小委員会 福祉・教育小委員会 産業・建設小委員会
平成16年7月15日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00 15:00～17:00	産業・建設小委員会 総務・企画小委員会 福祉・教育小委員会
平成16年7月28日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00 15:00～17:00	総務・企画小委員会 福祉・教育小委員会 産業・建設小委員会



場所はいつでも、出雲市市町北本町 出雲交流会館

上記日程は変更となることがあります。事前に事務局までご確認ください。

合併協議会は傍聴できます

合併協議会・小委員会は原則的に公開しており、傍聴ができます。詳しくは事務局(電話0853-23-1008)までお尋ねください。